

# 夫妻一方收養他方子女-從姓約定書

本民國 年 月 日收養他方子女【 】,

依照民法第 1078 條第 1 項規定, 由雙方約定從姓為:

、養父姓( )

、養母姓( )

、維持原來之姓

以上情形屬實無誤, 特此約定憑證辦理。

此 致: 臺南市善化戶政事務所

養父(生父): 簽章

身分證統號: 電話:

戶籍住址:

養母(生母): 簽章

身分證統號: 電話:

戶籍住址:

養子女: 簽章

身分證統號: 電話:

戶籍住址:

中 華 民 國 年 月 日

\* 養父與生母結婚或生父與養母結婚, 夫妻一方收養他方成年子女者, 由收養者與成年養子女約定從姓, 如夫妻一方收養他方子女係未成年者, 逕由養父(生父)與養母(生母)約定從姓辦理。